

令和3年度 事業計画

公益財団法人 佐賀県消防協会は佐賀県民の生命、身体及び財産を火災その他の災害から守るため、消防思想の普及啓発、消防団員等の士気の高揚、消防の団結力を高め、消防技術の向上を図るための事業を行う。

1 公益目的事業1（消防思想の普及啓発、消防団員の士気の高揚等の推進）

(1) 第68回佐賀県消防大会の開催

令和4年3月20日（日）佐賀県との共催により松浦地区消防協会管内で開催する。この消防大会は県内消防機関のより一層強固な団結力と士気の高揚を図る目的で実施する。

(2) 全国消防殉職者慰霊祭

令和3年9月9日（木）、東京都で開催される第40回全国消防殉職者慰霊祭に遺族代表を引率、参加する。

(3) 広報宣伝

○ 消防思想の普及、防火啓発事業

消防防災意識の向上と防火防災思想の普及促進を図るため、貸出用のDVD・CD・ビデオ等を購入整備し、整備状況等については協会ホームページに公開する。

また、広報紙等による啓発活動も実施する。

○ 消防団員加入促進

地域防災の要である消防団員の確保のため、各種イベント等に協会職員が参加し、消防団募集活動を実施する。

(4) 表彰

○ 佐賀県消防協会定例表彰

県内の優良消防団（団員）・消防職員・消防協力民間団体を規定により表彰する。披露は佐賀県消防大会において行う。協会ホームページでも公表する。

・表彰審査委員会（正副会長4名・地区消防協会長4名・県消防長会長・常務理事計10名・以下同じ） 令和3年12月 開催予定

○ 日本消防協会定例表彰

日本消防協会表彰基準に基づき優良消防団（団員）・消防職員・女性消防隊（隊員）を表彰審査委員会にて選考し、上申する。

・表彰審査委員会

令和3年8月 開催予定

なお、受章者（団体）は、令和4年3月に東京都で開催予定の第74回日本消防協会定例表彰式で表彰される。

2 公益目的事業2（消防力を強化し、県民の安全・安心に寄与する）

（1）消防操法大会

○ 第36回佐賀県消防操法大会

令和3年7月25日（日）、佐賀県消防学校で開催予定である。
競技種目は自動車ポンプ操法、ラッパ吹奏を実施する。

なお、自動車ポンプ操法の部で優勝した消防団は全国消防操法大会に出場する。

○ 第28回全国消防操法大会

令和3年10月29日（金）千葉県市原市で開催される。佐賀県代表として第36回佐賀県消防操法大会自動車ポンプ操法の部で優勝した消防団が出場するので佐賀県消防協会も総力を挙げて協力体制を取る。

（2）消防力強化促進

○ 第20回佐賀県女性消防団員活性化セミナー

令和4年2月6日（日）佐城地区消防協会管内で開催する。
消防団において予防活動、広報活動、救護活動等を担う女性消防団員の知識・技術の向上、団結力の強化を目的として開催する。参加人員450名（予定）
また、事前に女性消防団員の部長、班長等幹部を対象にしたリーダー研修も実施する。

○ 第26回全国女性消防団員活性化徳島大会、令和3年11月9日（火）徳島県徳島市で開催される。

県内各消防団に情報提供し、徳島県消防協会と調整して、大会当日も担当職員を派遣する。

（3）教養訓練事業

○ 消防団幹部地区別研修会

消防団員を指揮監督する立場の消防団幹部（団長・副団長）の消防団の現状認識や問題意識の共有、情報交換を目的として県内4地区で実施する。

○ 消防団長会議

令和3年5月25日（火）佐賀市内で県との共催で実施する。団長会議は県内各消防団から平素の消防団活動の情報、疑問点、課題、今後の方向性等について意見等が出され、全団長、消防長等で討議し解決策等を見出し、佐賀県消防の充実、強化を目指す。また、令和3年度については松浦地区団長の中から選出された団長の意見発表を実施する。

○ 県外視察研修

県内の消防団長、消防団幹部、行政幹部と意見交換等を実施するとともに、災害現場等を視察するときは災害の詳細をつぶさに検証し、その結果を県内の幹部研修会等で検討反映させる。

○ 日本消防協会主催の各研修会への参加者選考と助成

- ・ 消防団幹部特別研修（団長又は副団長） 毎年 1 名（松浦地区消防協会）
- ・ 消防団幹部候補中央特別研修（男） 毎年 3 名（杵藤地区消防協会）
- ・ 消防団幹部候補中央特別研修（女） 毎年 2 名（佐城地区消防協会）

3 共益・その他事業

(1) 防火ポスターの募集

県内小中生を対象に各消防本部を通じて募集するもので、各消防本部は県協会の募集要項に基づき管内各小中校に応募をお願いする。応募した作品の中から 2 点を選考し県協会に提出、その中から 2 点を選び日本消防協会選考会に応募する。

県協会に応募した全作品は協会長表彰（記念品授与）を実施する。

(2) 防火標語の募集

佐賀県等と共催で県内小中高生を対象に防火標語の募集を実施する。入賞者は佐賀県消防大会で表彰する。

(3) 弔慰金の贈呈

県協会会員である消防職団員が死亡した場合、遺族に弔慰金を贈呈する。

(4) 消防団員支援優遇制度

消防団員確保対策として、当協会と覚書を交換している各種事業所等で消防団員、その家族が飲食その他等で利用した場合、各種サービスが受けられる制度である。

この制度を充実強化するため、新たな企業に協力要請を積極的に実施し、尚且つ、県内消防団員の身分証明書等を県内市町と協力して作成し、消防団員の確保の一環として、対外的に消防団員のイメージアップを図る予定である。

(5) 日本消防協会が実施する消防団員福祉共済事業等

○ 消防団員福祉共済事業(福祉共済・火災共済・消防個人年金)の給付事務並びに加入促進を実施する。

○ 福祉増進事業

消防団員福祉共済に加入者を対象に消防団員の健康保持を目的として健康器具等を購入し配布する。また地区消防協会内で実施する団員の健康増進を目的とした各種スポーツ行事に対しても一定の助成をしている。

4 法人会計

(1) 理事会

令和3年 5月

令和3年 5月

令和3年 8月

令和3年12月

令和4年 3月

(2) 評議員会

令和3年 5月

令和4年 3月

(3) 市町消防団事務担当者会議

毎年9月に開催し、佐賀県消防協会の各種事業等について説明協力要請、
県担当者、日本消防協会からの事業説明を実施する。

(4) 日本消防協会会議

九州地区消防協会長会議 令和3年7月 開催 鹿児島県

日本消防協会役員会議（評議員会） 令和3年6月 開催（日消会館）

日本消防協会役員会議（評議員会） 令和4年3月 開催（日消会館）

都道府県消防協会事務局長会議 令和4年2月 開催（日消会館）

(5) 法人管理業務

公益財団法人佐賀県消防協会の運営に関して、必要な管理業務を行う。